第１号様式別紙２

貸与料金の算定根拠明細書

（宛先）松戸市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （リース事業者） | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 代表者肩書 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （リース先） | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

　また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象設備 |  |
| リース期間(月数) |  |
| 補助金額 | 松戸市の補助金(a) | 国の補助金(b) | 合計(a ＋ b)(c) |
|  |  |  |
| リース料総額※前払金を含む、税抜き金額 | 補助金なしの場合(d) | 補助金ありの場合(e) | 差額(d – e)(f) |
|  |  |  |

（注意事項）

* 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
* 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
* 松戸市の補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
* リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。